特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	医療福祉費関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かすみがうら市は、医療福祉費関係事務に関する業務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

かすみがうら市長

公表日

令和6年9月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費関係事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱に基づく次の事務 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者ごとに分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し、資格を管理 ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者かどうか判定し、受給者証を交付 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一負担金の助成
③システムの名称	・医療費助成システム ・統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
・受給者情報ファイル ・資格停止情報ファイル ・所得情報ファイル ・宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）　第9条第2項 ・かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第30号） ・かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年条例第88号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・個人情報保護委員会規則	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　国保年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部　国保年金課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号の規定に基づき同法第19条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号の規定に基づき同法第19条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事前	法令改正による修正
令和3年8月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和5年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第９条第２項、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 、かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項 ・かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第30号） ・かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年条例第88号）	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号の規定に基づき同法第19条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第8号 ・個人情報保護委員会規則	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施